

**「電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会」
追加質問事項に対する回答**

2008年7月25日



【質問1】

- ・ 資料P3、「PSTNにおける回線あたり費用の上昇」の一方、「ユニバーサルサービスとして低廉性を求められる」結果、「利用者料金を低廉に保つための施策が必要」とあり、プライスカップによりユニバーサルサービス料金の低廉性を確保することが意図されている模様である。現状では、ユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務)以外の部分(加入電話の通話及びISDN)についてもプライスカップの対象となっており、NTT東西からは当該部分をプライスカップの対象外とすべきとの意見が提出されているが、この点についてどう考えるか。

【弊社意見】

- ・ NTT東西殿が主張するように、単にユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務)以外の部分を一律にプライスカップの対象外とすることは適当ではなく、「指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務」という特定電気通信役務の要件に基づき、判断すべきと考えます。
- ・ 具体的には、既存の特定電気通信役務の中でも一般専用線サービスのように他のサービスへの移行が進み、利用が減少しているサービスについては利用者の利益に及ぼす影響の度合いが低くなっている可能性があり、特定電気通信役務の対象から外すことについて検証を深めることが可能と考えます。
- ・ 一方、現状では特定電気通信役務となっていない指定電気通信役務の中にはBフレッツやひかり電話のように利用が拡大し、NTT東西殿のシェアが70%以上と大きく、利用者の利益に及ぼす影響が拡大しているサービスがあるため、これらのサービスについては特定電気通信役務に加えるべきと考えます。

【質問2】

- ・ 引き続き加入者回線サブバスケットを設けることが必要と考えるか。

【弊社意見】

- ・ 加入者回線料金については、引き続き加入者回線サブバスケットを設け、個別の検証及び基準料金指数設定を行うことが適当と考えます。
- ・ 引き続き加入者回線サブバスケットを設けることが必要な理由として、以下のようなものが挙げられます。
 - － PSTN需要の減少及びIPサービスへの移行進展により、PSTNにおける回線あたり費用の上昇が予測されること。
 - － NTSコストの接続料原価から基本料原価への移行が実施されており、基本料原価が今後上昇すること。
 - － NTT東西殿における、他サービスとの不適切なバンドル料金設定を検証可能とすること。

【質問3】

- ・ 仮に、NTT東西が主張するように、プライスカップの対象サービスを加入電話基本料及び公衆電話に限定（現行の音声伝送バスケットから通話料部分を除外）する場合、引続き加入者回線サブバスケットを設けることが必要と考えるか。（それとも、加入者回線サブバスケットを廃止し、加入電話基本料及び公衆電話を構成要素とする音声伝送バスケットのみを設けることとすべきか。）

【弊社意見】

- ・ 仮に、NTT東西殿が主張するように、プライスカップの対象サービスを加入電話基本料及び公衆電話に限定する場合であっても、質問2における弊社意見において述べたとおり、加入者回線料金については費用の上昇が見込まれること等から、加入者回線料金の個別の検証及び基準料金指数設定を実施すべきであり、引き続き加入者回線サブバスケットを設けることが適当と考えます。
- ・ 同様の考え方により、「加入者回線サブバスケットを廃止し、加入電話基本料及び公衆電話を構成要素とする音声伝送バスケットのみを設けること」については適当ではないものと考えます。

【質問4】

- ・ Bフレッツの特定電気通信役務化を検討すべき(資料P7)、としているが、資料P9には「FTTHアクセスサービスとひかり電話は特定電気通信役務と指定された場合を想定」とあり、ひかり電話も特定電気通信役務化を念頭に置いている模様である。具体的にどのように考えて、ひかり電話も特定電気通信役務にするべき、としているのか。

【弊社意見】

- ・ ひかり電話についても、新たに特定電気通信役務とすべきと考えます。
- ・ ひかり電話を特定電気通信役務の対象とすべき理由として、利用者の利益に及ぼす影響が大きくなってきているという観点から、以下のようなものが挙げられます。
 - － 0AB-J IP電話の契約数の増加が著しいこと。(776万契約 (2007年度末時点)※)
 - － 伸張著しい0AB-J IP電話の中でも、NTT東西殿のひかり電話のシェアが大きいこと。(72.7% (2007年度末時点)※)
 - － ひかり電話は、現在特定電気通信役務の対象であるPSTNと同等品質のサービスであること。
 - － ひかり電話利用時に必要となるFTTHアクセスサービスを契約した場合、FTTH回線からのダウングレードとなるサービス変更を行うことは想定されず、PSTNからひかり電話への移行が不可逆的と考えられること。

※ 電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表 (平成19(2007)年度第4四半期(3月末))
(平成20年6月17日)

【質問5】

- ・ イー・アクセスから、ユニバーサルサービス固有の、アフォーダビリティを基準とした上限を設定すべきとの意見が出ているが、この点についてどう考えるか。

【弊社意見】

- ・ ユニバーサルサービス固有のアフォーダビリティのみを基準として利用者料金の上限を設定することは、アフォーダブルな利用者料金水準の設定が困難であることや基礎的電気通信役務は特定電気通信役務の一部に過ぎないこと等から、難しいものと考えます。
- ・ しかしながら、現状のX値を算定して基準料金指数を算出する際には、収入と費用の予測を行うとともに、様々な視点での定性的要因を考慮する必要があることから、ユニバーサルサービス固有のアフォーダビリティをX値算定の際の考慮すべき要素の一つとして取り込むことは可能と考えます。
- ・ ただし、ユニバーサルサービス固有のアフォーダビリティをX値設定の参考とする場合には、以下に挙げるような課題を解決することが必要と考えます。
 - － アフォーダブルな利用者料金水準の判断が困難であること。
 - － 電気通信事業法第21条に定める基準料金指数の条件「能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができると認められる水準の料金」と、アフォーダブルな利用者料金水準との整合性。
 - － アフォーダブルな利用者料金水準で利用者料金の上限を設定することによる、ユニバーサルサービス費用負担拡大の可能性。